



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*59 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)

規 則

和歌山県規則第59号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則(昭和37年和歌山県規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

児童入所施設徴収金基準額表(扶養義務者用)

| 各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分 | | 入所施設 | 障害児通園施設 (知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部)、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部 | |
|----------------------|---|--------------------------|---|------------|
| 階層区分 | 定 義 | 徴収金基準額(月額) | 徴収金基準額(月額) | 徴収金基準額(月額) |
| A | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯 | 円 0 | 円 0 | |
| B | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,200 | 1,100 | |
| C1 | A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、 | 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) | 4,500 | 2,200 |
| C2 | その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 所得割の額がある世帯 | 6,600 | 3,300 |
| D1 | A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 15,000円以下 | 9,000 | 4,500 |
| D2 | | 15,001円から 40,000円まで | 13,500 | 6,700 |
| D3 | | 40,001円から 70,000円まで | 18,700 | 9,300 |
| D4 | | 70,001円から 183,000円まで | 29,000 | 14,500 |
| D5 | | 183,001円から 403,000円まで | その月のその措置児童に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円と | 20,600 |

| | | | |
|-----|------------------------------|--|--|
| | | する。) | |
| D6 | 403,001円から 703,000円まで | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が54,200円を 超えるときは54,200円と する。) | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が27,100円を 超えるときは27,100円と する。) |
| D7 | 703,001円から 1,078,000円まで | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が68,700円を 超えるときは68,700円と する。) | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が34,300円を 超えるときは34,300円と する。) |
| D8 | 1,078,001円から 1,632,000円まで | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が85,000円を 超えるときは85,000円と する。) | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が42,500円を 超えるときは42,500円と する。) |
| D9 | 1,632,001円から 2,303,000円まで | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が102,900円を 超えるときは102,900 円とする。) | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が51,400円を 超えるときは51,400円と する。) |
| D10 | 2,303,001円から 3,117,000円まで | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が122,500円を 超えるときは122,500 円とする。) | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が61,200円を 超えるときは61,200円と する。) |
| D11 | 3,117,001円から 4,173,000円まで | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800円を 超えるときは143,800 円とする。) | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が71,900円を 超えるときは71,900円と する。) |
| D12 | 4,173,001円から | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 |

| | | | |
|-----|------------------------------|---|--|
| | 5,334,000円まで | その額が166,600円を 超えるときは166,600 円とする。) | その額が83,300円を超 えるときは83,300円と する。) |
| D13 | 5,334,001円から 6,674,000円まで | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が 191,200円を 超えるときは191,200 円とする。) | その月のその措置児童 に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が95,600円を超 えるときは95,600円と する。) |
| D14 | 6,674,001円以上 | 全額徴収 | 全額徴収 |

| | |
|----|---|
| 備考 | <p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定国立療養所等、重症心身障害児施設、助産施設及び里親をいう。</p> <p>4 入所者の年齢が20歳以上の場合は、上表にかかわらず、当分の間徴収金基準額(D14階層を除く。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)を徴収金基準額とし、B階層に属する世帯の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等)を利用する児童、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条に</p> |
|----|---|

規定する自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項から第15項までの障害福祉サービスに係るものに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条第1項に定める特定旧法受給法者を除く。）のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額(4の適用後の基準額を含む。)に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、扶養義務者が、法24条の2第1項に定める障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合の当該扶養義務者の徴収金基準額は、当該障害児施設給付費の支給に係る障害児を措置されている児童等とみなした場合のその者に係るこの表の基準額とその世帯において措置されている児童等に係る基準額との合計の額と、当該障害児に係る利用者負担額(同条に定める指定施設支援に要した費用、法第24条の7第1項に定める指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び住居に要した費用並びに法第24条の20第1項に定める障害児施設医療に要した費用のうち実際に利用者が負担した費用)との差額(当該差額が1円未満の場合にあつては、0円)とする。

7 里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る費用として、徴収基準額にその者がその月に当該施設へ通所した日数を開所日数(その月の日数から日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。))で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を徴収する。

8

(1) 法第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金

等の出産に関する給付を受けることができる額(以下「出産一時金」という。)が、350,000円以上であるとき。

- (2) 助産の実施がなされた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その助産の実施がなされた日から解除される日までの期間に係る基準額とみなす。

- 9 徴収金基準額(月額)を定めるに当たってその月が1月から3月までの場合にあつてはこの表の「前年分」とあるのは「前々年分」と、4月から6月までの場合にあつては同表の「当該年度分」とあるのは「前年度分」と、「前年分」とあるのは「前々年分」とする。

(注)

- 1 徴収基準額(月額)がその月におけるその入所者に係る措置費の支弁額から別表2による入所者の徴収金基準額(月額)を引いた額を超えないものとする。
- 2 保育所入所児童が障害児通園施設に通所する場合、徴収金基準額(月額)を基に、次の算式により、日割りで徴収する。

その月の徴収額＝徴収金基準額÷その月の開園日数×その月の通園した日数

ただし、10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除いた日数をいう。

別表第2中

| | |
|---|-------------------|
| 1 | 生活保護法による被保護者(単給を含 |
|---|-------------------|

む。)

0円

を

| |
|---|
| 1 |
|---|

生活保護法による被保護者(単給を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者

0円

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第5条関係)

徴収基準額表

| 階層区分 | 世帯の階層(細)区分 | | 療育の給付 | |
|------|---|-----------------------------|--------|--------|
| | | | 徴収基準月額 | 加算基準月額 |
| A 階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | 円 0 | 円 0 |
| B 階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | | 2,200 | 220 |
| C 階層 | A階層をD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) C1階層 | 4,500 | 450 |
| | | 所得割の額のある世帯 C2階層 | 5,800 | 580 |
| D 階層 | A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 所得税の年額 2,400円以下 D1階層 | 6,900 | 690 |
| | | 2,401円～4,800円 D2階層 | 7,600 | 760 |
| | | 4,801円～8,400円 D3階層 | 8,500 | 850 |
| | | 8,401円～12,000円 D4階層 | 9,400 | 940 |
| | | 12,001円～16,200円 D5階層 | 11,000 | 1,100 |
| | | 16,201円～21,000円 D6階層 | 12,500 | 1,250 |
| | | 21,001円～46,200円 D7階層 | 16,200 | 1,620 |
| | | 46,201円～60,000円 D8階層 | 18,700 | 1,870 |
| | | 60,001円～78,000円 D9階層 | 23,100 | 2,310 |
| | | 78,001円～100,500円 D10階層 | 27,500 | 2,750 |
| | 100,501円～190,000円 | | | |

| | | | |
|--|-----------------------|---------|---|
| | D11階層 | 35,700 | 3,570 |
| | 190,001円～299,500円 | | |
| | D12階層 | 44,000 | 4,400 |
| | 299,501円～831,900円 | | |
| | D13階層 | 52,300 | 5,230 |
| | 831,901円～1,467,000円 | | |
| | D14階層 | 80,700 | 8,070 |
| | 1,467,001円～1,632,000円 | | |
| | D15階層 | 85,000 | 8,500 |
| | 1,632,001円～2,302,900円 | | |
| | D16階層 | 102,900 | 10,290 |
| | 2,302,901円～3,117,000円 | | |
| | D17階層 | 122,500 | 12,250 |
| | 3,117,001円～4,173,000円 | | |
| | D18階層 | 143,800 | 14,380 |
| | 4,173,001円以上 | | |
| | D19階層 | 全額 | 左の徴収基準月額 の10%。ただし、 その額が17,120円 に満たない場合は 17,120円 |

備考

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A階層以外の階層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 入院期間が、1か月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。

$$\text{基準月数} \times \frac{\text{その月の入院（通院）期間}}{\text{その月の実日数}}$$

- (3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (4) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額又は支払命令額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額又は支払命令額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の1単位を指すのであって、夫婦と児

童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)及びそれ以外の3親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は、適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税(所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しない。)及び生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。まず、生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

② 徴収基準額表の適用時期

毎年度の徴収基準額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、県が徴収する額は、県の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び結核予防法負担額を差し引いた額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行し、改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則別表第1備考6の規定は、平成20年4月1日から適用する。